

## 西宮市立公民館定期使用グループ活動要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生涯学習活動の一環として西宮市立公民館を定例的に使用して活動を行うものとして公民館に登録されたグループ（以下「定期使用グループ」という。）に関する必要な事項を定めることにより、定期使用グループの自主的で健全な活動と円滑な運営を図ることを目的とする。

### (登録資格)

第2条 定期使用グループの登録を受けることができるグループは、次の各号に掲げる条件を全て備えるグループとする。

- (1) 5名以上の会員で構成されていること。
- (2) 半数以上の会員が市内在住、在勤又は在学者であること。
- (3) 指導者及び助手が代表者又は会員ではないこと。
- (4) 代表者が成人であり、かつ市内在住者であること。
- (5) 会員の総意で運営されていること。
- (6) 登録を受けようとする公民館において、公民館長が定める期間に連續して3ヶ月以上の活動実績を有すること。

2 前項(6)で定める活動実績について、次の各号のいずれかに該当する定期使用登録区分はみなし実績として活動実績に含めることができる。

- (1) 公民館が公用使用等を行うために活動を取消した定期使用登録区分
- (2) 1月29日から1月3日の間に登録されている定期使用登録区分
- (3) 要綱第7条第2項の各号に掲げる活動を行うために活動を取消した定期使用登録区分

3 第1項の規定に関らず、営利を目的として活動を行うグループ又は、特定の政治団体・宗教等を支持する活動を行うグループは、登録できない。

### (登録及び承認)

第3条 前条に規定する登録資格を有し、定期使用グループの登録を受けようとするグループは、次に掲げる書類を添え、登録を受けようとする公民館の館長に提出しなければならない。ただし、継続して登録を受けようとするグループについては、公民館長が定める期日までに登録申請を行わなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 会則
- (3) 会員名簿
- (4) 活動及び会計報告書
- (5) 地域貢献活動報告

2 前項の規定による申請を受けた公民館長は、その内容を審査し、適当と認めるグループについて定期使用グループとして承認し登録を行う。ただし、公民館長は登録状況及び使用状況を勘案し、期間を定めて承認しないことができる。

3 前項に規定する登録の承認を受けたグループは、当該公民館以外の公民館における定期使用登録の資格を失うものとする。

### (有効期間)

第4条 定期使用グループの登録有効期間は公民館長が定める年度の9月1日から翌々年8月31日までとする。

2 新規定期使用グループの登録有効期間は、登録承認日の属する月の3ヶ月後の初日から前項に規定する有効期間の末日までとする。

### (名称の制限)

第5条 定期使用グループの名称には、家元、流派、指導者その他これらを類推させる字句を使用してはならない。

### (変更の届出)

第6条 定期使用グループは、登録内容に変更が生じたときは、速やかに公民館長に届け出なければならない。

### (活動及び運営)

第7条 定期使用グループは、学習活動により知識・技術の習得をめざすのみではなく、その活動を通じて仲間づくりを行い、習得した知識・技術を広く地域社会に還元するよう努めること。

2 定期使用グループは、次の各号に掲げる活動を積極的に行うよう努めること。

- (1) 市民文化祭や公民館運営への参加
- (2) 公民館講座での講師

- (3) 市主催事業や地域行事への参加
- (4) 地域におけるボランティア活動
- (5) 他の公民館グループとの交流や協力活動

3 定期使用グループは、活動内容の決定、役員及び指導者の選任、会費及び謝礼金の決定、会員募集の決定など、会の運営に当たっては、会員がお互いに協力し、合意を得るなど民主的に行うこと。

4 会員の加入脱退は原則自由とし、新たに加入した会員についても十分配慮すること。

(グループ協議会への加盟)

第8条 定期使用グループは、グループ相互の連携とグループの円滑な運営を図るために、グループ協議会へ加盟するものとする。

2 グループ協議会は、グループ間の親睦・交流をはかるとともに、地域社会との関わりをもつ独自の活動を企画し、実施することができる。

3 公民館長は、グループ協議会が前項に規定する活動を行うとき、条件整備に努めるものとする。  
(経費等)

第9条 定期使用グループが、学習活動に要する経費（以下、「学習経費」という。）のうち、指導者又は助手（以下、「指導者等」という。）に謝礼金として支出することができる金額は、別表1に定める額を上限とする。

なお、指導者等に謝礼金を支出する場合において、謝礼金以外に交通費、歳暮等の名目で支出してはならない。

2 定期使用グループは、学習経費に充てるため、次の各号に掲げる費用の額を上限として会員に負担させることができる。ただし、公民館使用料を会費に含めない場合は、公民館使用料相当額を別途負担させることができる。

- (1) 入会金 500円
- (2) 会費 月額5,000円
- (3) 教材費 月額5,000円

3 前項の規定のうち、会費と教材費については1日の活動ごとに徴収することも可能とする。ただし、1ヶ月あたりの徴収金額がいずれも5,000円を超えてはならない。

(定期使用登録区分等)

第10条 定期使用グループが定例的な活動として登録を受けることができる日数は、1ヶ月につき4日（中央公民館は2日）かつ1週間につき1日を上限とし、使用区分数（以下「定期使用登録区分数」という。）は、1ヶ月につき12区分（中央公民館は6区分）かつ第2条第3号に規定する活動実績を有する各月の区分数を上限とする。ただし、同日に登録することのできる使用区分数は連続した6区分以内とする。

2 公民館長は、公民館の使用状況及び定期使用グループの登録状況を勘案し、定期使用登録区分数を制限することができる。

3 登録後、定期使用登録区分数を追加する変更申請を行う場合は、公民館長が定める期間において追加する使用区分数の活動実績を連続して3ヶ月以上有することを必要とする。

(公民館の使用申請)

第11条 定期使用グループは、登録した区分について公民館使用日の属する月の3ヶ月前の一般使用受付開始日の翌日（中央公民館は日・国民の祝日にに関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。中央公民館以外は土・日・休日を除く。）から当該月の月末までに公民館の使用申請をすることができる。

(使用日時の調整)

第12条 第10条第2項に定める場合のほか、公民館長は、当該公民館において公民館事業等を実施する場合においては、公民館の使用日時の調整を行うことができる。

(登録の取消し)

第13条 定期使用グループが、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消すことができる。

- (1) 法令またはこの要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の登録申請をしたとき。

(補則)

第14条 定期使用グループの活動等に対して公民館が行う支援については、地域学習推進課長が別に定める。

別表 1

種 別	1 日に活動を行う区分数	日額の上限(円)
指導者	1 区分から連続する 3 区分まで	1 1 , 0 0 0
助 手	1 区分から連続する 3 区分まで	5 , 0 0 0
指導者	連続する 4 区分から 6 区分まで	2 2 , 0 0 0
助 手	連続する 4 区分から 6 区分まで	1 0 , 0 0 0

## 備考

謝礼金を月額単位で支払うことも可能とする。ただし、ひと月あたりの活動回数及び支払金額、1日に活動を行う区分数に応じて日額単位の謝礼金相当額を計算した際に、この表に規定する上限額を超えてはならない。

別表 2 西宮市立公民館定期使用グループ活動要綱に基づき定める事項の一覧表

	中央公民館	中央公民館以外の公民館
活動実績の審査対象期間 (第 2 条 6 号、第 10 条第 3 項)	登録の申請期日の属する年の前年 1 月から 12 ヶ月間	登録の申請日の属する月の 5 ヶ月前の初日から 6 ヶ月間
継続登録の申請期日 (第 3 条第 1 項)	西暦の奇数年の 4 月末日	西暦の偶数年の 4 月末日
登録状況及び使用状況を勘案し、登録を承認しない期間 (第 3 条第 2 項)	現定期使用登録期間の最終日まで。	
登録有効期間の起算する年度 (第 4 条第 1 項)	西暦の奇数年度	西暦の偶数年度
定期使用登録区分数の制限 (第 10 条第 2 項)	各月の第 1 週から第 4 週までの同一時間区分のうち、定期使用登録及び公用等の登録区分数の合計が占める割合が 75 % を超えたとき。	

## 付則については一部抜粋

- 16 平成 29 年 1 2 月 1 日改正（第 2 条、第 3 条、第 12 条、第 13 条）し、同日から実施する。
- 17 第 12 条の改正後の規定は、平成 30 年 9 月 1 日以降の定期使用登録について適用し、同日前の定期使用登録については、なお従前の例による。
- 18 平成 30 年 4 月 1 日改正（第 10 条）し、同日から実施する。
- 19 令和元年 1 1 月 1 日改正（第 12 条、第 14 条、第 17 条、別表 1、別表 2）し、同日から実施する。
- 20 令和 4 年 1 2 月 1 日改正（第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、別表 1、別表 2）し、同日から実施する。

（西宮市立公民館定期使用グループ活動要綱補則第14条に関する定め）  
定期使用グループの活動等に対する支援について

定期使用グループは、公民館の運営に支障の無い限りにおいて、次に定める支援を受けることができる。

1 公民館の先行使用受付

定期使用グループは、使用日が属する月の3ヶ月前の一般使用受付開始日（※1）の翌日（土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）又は休館日の場合はその翌日（※2））から、当該月末までの間、定期使用登録をした曜日・使用区分について、一般グループに優先して使用申込みを行うことができる。また夙川公民館講堂（ホール）については別途定める。（※3）

定期使用登録をした曜日が以下の場合は、それ以外の曜日・部屋・区分に変更することができる。

- (1) 登録した活動日が12月29日～1月3日
- (2) 休日の場合（「国民の祝日」、「振替休日」、「国民の休日」すべて含む。）
- (3) 公民館事業等のために使用日時、部屋を調整した場合（定期使用グループ活動要綱第12条参照）

ただし、西宮市民文化祭期間については曜日・部屋・区分の変更ができないため、文化祭参加グループ間で調整した後に部屋を使用しなかった場合も、一般グループと同じ受付日より改めての使用申込みを行うものとする。

※1 一般使用受付開始日

使用日の属する月の2ヶ月前の初日（土、日、休日又は休館日の場合はその翌日）が、使用申込み開始日とする。

※2 中央公民館のみ3ヶ月前の一般使用受付開始日の翌日が土であっても先行使用受付を行う。

※3 夙川公民館講堂（ホール）の申し込みは、次のとおりとする。

- (1) 一般の使用申込日は、使用日の属する月の3ヶ月前の5日（1月は7日）から、5日（1月は7日）が土・日・休日の場合は翌日からとする。
- (2) 定期使用グループ等の使用申込日は、使用日の属する月の4ヶ月前のホール以外の一般使用受付開始日の翌日から、ただし、土・日・休日の場合はその翌日からとする。

2 グループロッカーの使用

原則として1グループにつき1個、グループロッカーを使用することができる。

※ 定期使用登録時に申込む。

3 倉庫等の使用

公民館長が、館運営に支障がないと判断した場合、指定する倉庫等の場所に、活動に必要な物品を、定期使用登録期間中に限り、置くことができる。

※ 各公民館の実情に基づき、公民館長が判断するので、その指示に従うこと。

4 市政ニュース・市ホームページによる会員募集等

市政ニュースと市ホームページに会員募集の記事を掲載依頼することができる。

また、市政ニュースにはイベントの記事を掲載依頼することができる。

ただし、市政ニュースは紙面の都合上、希望する号に掲載できない場合がある。

※ 市政ニュースへの掲載後、6ヶ月以内は、同内容の記事は掲載不可となる。

市ホームページについては都度申請を行うことで継続して掲載することができる。

5 定期使用登録をした公民館でのポスター掲示等

公民館長が、館運営に支障がないと判断した場合、定期使用登録をした公民館に会員募集・催し物のポスター掲示やチラシを置くことができる。

会員募集チラシの掲載内容は登録申請書と合致していること。

平成28年8月1日実施

令和元年11月1日一部改正

令和3年10月1日一部改正

令和4年12月1日一部改正